

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の見直しについて

1 経緯

平成19年に制定した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、市民・事業者・行政が協働したソフト・ハード両面による防犯対策を実施することで、犯罪のない安全安心なまちづくりをより一層推進することを目的として、「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（平成29年度～令和8年度）」を策定。

令和3年度に中間見直しを実施。

2 中間見直しについて（令和3年度）

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（中間見直し前）

4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に応じて、5年を目途に見直すこととします。

○見直しの方向性

前期期間中において、一定の成果が見られたことから、基本方針、施策の大柱・中柱については継続し、数値目標である市内犯罪率や具体的な推進施策を中心に見直しを行うとともに、後期での重点項目を設定する。

○主な見直し内容

- ①数値目標（市内犯罪率）を8.44件から3.67件へ変更
- ②重点項目の設置及び施策の追加
 - ・特殊詐欺等被害防止の強化（地域と一体となった啓発活動 など）
 - ・子どもに対する犯罪の防止（よろず防犯教室の開催 など）
 - ・女性を狙った犯罪の防止（パープルリボン運動の実施）
 - ・自転車盗の防止（駐輪場に対する防犯対策の強化 など）
- ③犯罪弱者対策として犯罪被害者等への支援を追加

3 第2次に向けた計画見直し検討作業の観点

(1) 推進施策が機能しているか

取組み状況と運用を確認し、課題を整理・反映させる

(2) 社会情勢の変化に適合しているか

著しい社会情勢の変化に対応ができる柔軟性のある内容とする

(3) 計画の構成や表記等に不備はないか

犯罪のない安全安心なまちづくりの推進の目的に沿った計画とする

4 第2次に向けた計画見直し検討作業の体制

- 富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会（市民構成）
- 富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援庁内委員会（職員構成）

5 令和6年度～令和8年度スケジュール（案）

令和7年 2月	5日（水）	第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 ・今後の予定について
4月～		<ul style="list-style-type: none"> ・各所管における施策の取り組み状況調査 ・他市調査 ・見直し（案）作成
7月	9日（水）	第1回庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・各所管における施策の取り組み状況報告 ・計画の見直し（案）について（概要）
	24日（木）	第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・各所管における施策の取り組み状況報告 ・計画の見直し（案）について（概要）
令和8年 1月	23日（金）	第2回庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直し（案）について（前半）
	30日（金）	第3回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直し（案）について（前半）
5月	上旬	第3回庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直し（案）について（後半）
	中旬	第4回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直し（案）について（後半）
6月	上旬	庁内での説明 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直し（案）について
7月	上旬	第4回庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内説明後の見直し（案）について
	中旬	第5回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内説明後の見直し（案）について
8月	上旬	庁内会議（政策会議） <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施について
	下旬	（パブリックコメント実施決裁）
11月	上旬	パブリックコメント実施（約1か月間）
12月	上旬	パブリックコメント終了 <ul style="list-style-type: none"> ・意見集約
12月	下旬	第5回庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果後の計画への反映の確認
		第6回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果後の計画への反映の確認 ・答申最終確認
1月	中旬	市へ答申を提出
1月	下旬	見直しの確定（決裁）
4月		見直し計画の実施

